

福岡市赤煉瓦文化館管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市赤煉瓦文化館条例施行規則（平成6年福岡市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、福岡市赤煉瓦文化館（以下「文化館」という。）の管理について必要な事項を定める。

(臨時休館日)

第2条 規則第3条ただし書の規定により、次に掲げる日は、臨時に休館日とすることができる。

- (1) 特に清掃が必要と認められる日
- (2) 建物の保全上、点検等を要する日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設設備の保守点検、補修等でやむを得ない事情のある日
- (4) 災害時等、利用者の安全の確保が困難と認められる日

(利用許可申請の特例)

第3条 規則第4条第2項ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日から利用許可の申請を行うことができる。

- (1) 展示会等連続して利用することがやむを得ないと認められる場合 利用しようとする期間の初日の3月前
- (2) 本市が主催し、又は経費の一部を負担して共催する事業に利用する場合 利用しようとする日の6月前

(利用許可期間)

第4条 連続して利用する場合の利用許可は、引き続き5日を超えては行わない。ただし、展示会に利用する場合等、特別の理由があると認められるときは、40日を限度として許可することができる。

(許可の基準及び取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文化館の利用を拒み、又は許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。

- (1) 許可利用者が条例、規則、又は要綱の規定に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用目的が大きな音や振動を生じるものであるとき。
- (3) 利用者が使用料を滞納しているとき。
- (4) 文化館の利用が暴力団の利益となると認めるとき。
- (5) 利用者が利用の許可を受けた利用目的以外で文化館を利用するとき。
- (6) その他教育長が不相当と認めたとき。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 専ら営利を目的とした活動をする事。
- (2) 特定の政党の利害に関する活動をし、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する活動をする事。
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の宗派、宗教若しくは教団を支持する活動をする事。

(収容人員)

第7条 各施設の収容人員については、別表のとおりとする。

(監視要員の配置)

第8条 展示会等不特定多数の者が出入りする事業においては、許可利用者は必要な監視要員を配置しなければならない。

(料金等徴収の届出)

第9条 許可利用者は、入場者からの入場料等の徴収又は物品販売を行う場合は、福岡市赤煉瓦文化館施設利用許可申請書に福岡市赤煉瓦文化館入場料等徴収・物販販売届出書を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により提出された内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、入場料等の徴収又は物品販売を許可しないものとする。

- (1) 専ら営利を目的とした活動であると認められるとき。
- (2) 利用目的に直接関係しない物品を販売すると認められるとき。
- (3) その他教育長が不相当と認めたとき。

(飲食行為)

第10条 規則第7条第1項第4号の所定の場所は、喫茶室及び談話室をいう。

2 所定の場所以外で飲食行為を行おうとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、蓋付き容器で飲み物を飲む場合は、この限りでない。

3 前項の規定による飲食行為の許可を受けようとする者は、福岡市赤煉瓦文化館飲食行為許可申請書を教育長に提出しなければならない。

(申請書等の様式)

第11条 規則第15条の福岡市赤煉瓦文化館の利用に関する様式として教育長が別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 福岡市赤煉瓦文化館施設利用許可申請書 様式第1号(規則第4条関係)
- (2) 福岡市赤煉瓦文化館施設利用許可書 様式第2号(規則第5条関係)
- (3) 福岡市赤煉瓦文化館施設利用取り止め届 様式第3号(規則第6条関係)
- (4) 福岡市赤煉瓦文化館施設使用料減免申請書 様式第4号(規則第14条関係)
- (5) 福岡市赤煉瓦文化館入場料等徴収・物販販売届出書 様式第5号(第9条第1項関係)
- (6) 福岡市赤煉瓦文化館飲食行為許可申請書 様式第6号(第10条第3項関係)

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

別表

施設名		収容人員(人)
1階	展示室	50
2階	会議室1	12
	会議室2	8
	会議室3	30